

令和8年度 第3回

藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2026年（令和8年）8月25日（火）

藤沢市環境部環境総務課

午後 2 時 00 分 開会

○若宮参事 定刻になりましたので、ただいまより令和 8 年度第 3 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を進めさせていただきます環境総務課の若宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本審議会の委員数は、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づきまして、20 名で組織されております。また、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」によりまして、本審議会の開催要件は、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は、12 名の委員にご出席をいただきまして、過半数に達しておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日は 8 名の委員の方がご欠席されておりますが、7 名の委員から委任状をご提出いただいております。このため、規定により会長がかわって議決権を行使することになりますので、ご承知おきください。

なお、本日の傍聴の希望者はおりませんでしたので、あわせてご報告を申し上げます。

また、この審議会の会議録につきまして、「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして、閲覧に供されますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

続きまして、配布資料の確認をいたします。

まず、事前に郵便でお送りした資料の確認をいたします。資料 1 「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の施策の評価」。資料 2、同じく基本計画の施策の評価比較表。資料 3 「基本計画（2 次素案）。資料 4、基本計画現行計画。資料 5 「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（1 次素案）」の 5 点です。

続きまして、お手元に配布しております当日資料のご確認をお願いいたします。まず、「次第」でございます。それから、本日の「座席表」、「名簿」、名簿の裏面が職員の名簿となっております。資料 6 「第 3 節数値目標差し替え資料」。資料 7 「表 2－5 『令和 3 年度改定計画』の施策実施状況の評価」。資料 8 「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について」。

以上が、事前に郵送でお送りいたしましたものと、当日資料となっております。不足している資料や、本日、お持ちでないものがございましたら、予備がございますので、事務局までお申し出ください。——よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿いまして議事を進行させていただきます。

本審議会の議長は、条例の規定により会長が務めることとなっております。それでは、横田会長、これより先の議事進行をよろしく願いいたします。

1 議題

ア 藤沢市一般廃棄物処理基本計画の施策の評価について

○横田会長 それでは、次第に沿いまして進めてまいります。

まず、議題ア「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の施策の評価について」、事務局から説明をお願いいたします。

○市川主任 環境総務課の市川と申します。私から、議題ア「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の施策の評価について」、説明させていただきます。

まず、資料については、事前に配布した資料１と２をご覧ください。資料１は修正した施策の評価一覧、資料２は修正内容をまとめた一覧表になります。

資料２をご覧ください。資料２に記載している修正内容は、第２回にご審議いただいた内容を踏まえての修正となります。修正内容としては、大きく３点ございます。修正内容１点目は、施策の総合評価の判断方法について明記させていただきました。第２回の審議会において、総合評価の判断基準について、３つの評価軸のどれかに重みを置くのか、それとも単純に合計値で算定を行うのか、どのような方法で評価を行うのか、意見をいただきました。

事務局としては、評価軸内に重み等は設けず、Ａは３点、Ｂは２点のように評価に対して点数化し、その合計値で算定を行う方法を採用しようと考えています。また、その評価方法が計画内でわかるように、評価軸の説明の下に総合評価の判断方法を明記する修正を行おうと考えております。

修正内容の２点目は、個別施策の評価の記載レイアウトの変更です。第２回の審議会の際に、評価の記載レイアウトがわかりづらいとの意見をいただいたので、評価軸ごとに記載と評価を分けて記載するレイアウトに変更を行おうと考えております。

修正内容の３点目は、施策の総合評価内容の修正です。修正内容として記載しているのは、修正を行う対象の施策の内容、現行計画を策定時に行った評価である「現行計画評価」、第２回の審議会で提示した「改定計画評価」、今回の修正評価である「修正評価」です。前回、これまで行ってきた施策の評価をＢとしていましたが、皆さんからのご意見等を踏まえ、評価をＡに修正しました。それに伴い、評価の記載内容も若干修正しています。

また、修正を行う個別施策２つについてご説明させていただきます。１つ目は、基本方針２「廃棄物の適正処理システムの実現」にある（２）「排出・収集に関する施策」、②「10ブロック区域分けによる収集の継続」についてです。資料１では９ページの２つ目に記載されている施策です。前回の審議会の際には、「進捗・達成度」Ａ、「有効性・成果」Ｂ、「妥当性・適合性」Ｂで、総合評価

Bと評価しておりましたが、前回の審議会で委員から施策の内容について質問をいただき、その際に10ブロックの区域分けの妥当性について回答をさせていただいた経過などを踏まえて、評価軸③「妥当性・適合性」の評価をAに変更し、総合評価Aに変更したいと考えています。

また「妥当性・適合性」に記載している評価の内容が、現行の区域分けが効率的であるため変更を行わず継続を行うことが有効であるという旨を記載したつもりですが、少しわかりづらい表現の記載内容となっておりますので、次回以降までにその他の施策の評価内容を含めて文章を整えさせていただきますと思います。

2つ目は、(6)「その他のごみに関する施策」、⑥「気候変動の適応策」です。資料1、17ページの2つ目に記載されている施策です。前回の審議会の際には、「進捗・達成度」A、「有効性・成果」B、「妥当性・適合性」Bで、総合評価Bと評価しておりました。その理由として、「妥当性・適合性」の項目において、環境に優しく地球環境の変化に適応したまちを目指す藤沢市地球温暖化対策実行計画に廃棄物分野について特化した個別の記載がないためB評価としておりましたが、現行の一般廃棄物処理基本計画において、作業員の熱中症対策などの個別適応策について記載しており、またその適応策を実行してきたこと等から、「妥当性・適合性」をA評価に変更し、総合評価をAに変更したいと考えております。

簡単ではありますが、資料1と2の説明については以上です。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞお出しください。

○秀平委員 神奈川県湘南地域県政総合センターの秀平です。

資料の修正内容ではなく、施策の評価の中を見ていたところ、実施内容はまだこれから見直し等はされるのですか。実施内容に書いてあることが評価のほうで書かれていないと言ったら変ですが、例えば「グリーン購入の推進」だと、市民に対する活動としての評価はされていますが、例えば市役所で買われているもの、グリーン購入の備品が「実施の概要」には書いてありますが、その辺に關しての評価がないとか、何となく実施の中身と評価が完全に一致していないなと思うところが何箇所かあったので、場合によってはいま一度見ていただいてもいいのかなと思いました。

あと1点だけ、2ページの①「戸別収集、ごみ処理有料化の継続」について、新たに制度見直しの検討実施というのは、多分ごみ有料化の手数料の見直しかなと思いますが、制度そのものを見直しというよりは内容なので、制度見直しまで言うと言い過ぎなのかなと思ったので、そこは表記を見ていただければと思います。

○横田会長 ただいまのことにつきまして、事務局から何かコメントはございますか。

○市川主任 ご指摘ありがとうございます。施策に記載した内容で、数値目標に記載した内容に触れていない部分は確かにありますので、その部分も含めて記載内容を見直しさせていただければと思います。

○藤原委員 藤原です。

3 ページのフードドライブについてです。令和 7 年は結構ふえてきていますが、センターでフードドライブ活動をしているので、それによってふえたのか。あと、第何何曜日、何週だけという形で、今センターでは受付をしています、なかなかそういうときにうまく持っていけなくて、毎日いつでも出してもいいよという施策にはなっていないのでしょうか。それが 1 つ。

それから、4 ページにまたがって、令和 7 年は受付総重量がふえている。この受付は、センターで受けたものがふえたからふえたのか。

もう一つは表の書き方ですが、評価が一番最後になっているために、例えばページがまたがる場合、何が B、B、A だったかと、また前を見なくてはいけない。例えば一番上の最初に B、B、A、B、その下に文字を書くとかすると、文字を書くところの空白欄が結構多いので、そこに載せられるのかなと。また、どうしてもページ内に収めたいのであれば、ここの部分だけは少し小さい字にするとかにしたほうが、ページめくった後に何が B、B、A だったかと思われま。

それと、生ごみのコンポストの関しては、助成関係だけの検討ではなく、知らない人がすごく多いので、啓発活動をしていただきたいと思っております。それは給水スポットに関してもそうです。知らない人も結構多くて、センターにもあったのですが、あまり使わないので撤去しました。そういう給水スポットのことも知ってもらえるような施策を考えてもらいたいと思います。

あと、5 ページに民間処理業者に委託するようなことが書いてありますが、この場合はやはり有料になるのかということです。

いろいろ出てきたのですが、6 ページの「事業者への情報発信と啓発」です。「ごみ NEWS」はどういった形で配布されているのかなと思います。あと、1 年ごとぐらいでころころ変わったりするのですが、そういう場合のお店の方への啓発とか啓蒙とか配布はどういう形でやっているのか、きちっと隅々まで行き届いているのだろうかと思います。送付するにしても、組合みたいなものに入っていない人も結構います。そういう人たちにはどのような対応をしていくのか。

あと、立ち入り指導ということで、令和 7 年度はたくさん出している人 20 件で立ち入りをしたと書いてありますが、これは毎年同じ人が重複しているのでしょうか。それとも、昨年度までに注意した人はちゃんと直って、新しい 20 人が怒られたのでしょうか。重複しているのかどうか。

細かく見るといろいろ出てきたのですが、新規店とかに対する対応もどうなっているのかなと思います。

それと、一声ふれあい収集が毎年ふえてきているのはとてもいいと思いますが、あとどのくらいまで可能なのですか。みんな持って行ってもらいたいという希望があると思いますが、全員オーケーというわけにはいかないと思います。可能なのはあとどのくらいなのか。

それから、令和 10 年からは戸別回収になるので、それとの折り合いを考えると、戸別回収と一声

とで網羅していくことができるのかなとも考えられます。これは声をかければ幾らでも膨れ上がるので、どこまでオーケーなのかということと、もうここでおしまいにしてくださいという声かけはいただけるのか。やりっ放しで、ご案内だけしっ放しで、後になってもうダメですというのもできないと思うので。

それと、海岸清掃とか川の清掃です。除塵機。15 ページですが、河川の中に樹木とか木が 81% を占めているとなっています。それは回収されたごみの中の 81% が草・木・枝ということだと思いますが、重量的にはふえているのか減っているのか、よくわからなかった。それは上を見ればいいのかしら。例えば草・木・枝が占めている割合はふえていくと思います。ペットボトルとかそういうのが減っていけば、おのずと草木のパーセントがふえると思いますが、なぜふえているのか。

例えば、近くの公園の手入れが行き届かないからどんどん落ち葉が落ちていくのか、それとも近くの市民団体のボランティアの人たちがやってくれないからいっぱい落ちてくるのか。その原因その草・木・枝の量がふえる原因は何なのかをお聞きしたい。公園課の方はいつも忙しい、忙しいとなかなか全部回り切れないのが現状なので、それで市民ボランティアがやっているのですが、市民ボランティアも、とにかく夏は暑いし、高齢化しているので、なかなか回り切れていないところもあるようです。その辺の実態はどうなっているのかをお願いしたいと思います。

それと、18 ページの藤沢市廃棄物減量等推進員は市内 14 地区で 68 名いますが、これは私と、きょう来ている吉田さんと、会長の前田さん、3 人が推進員をやっていますが、この評価がオール A で、ありがとうございます。ですが、どこの何を見て A という評価していただいているのかなと。はっきり言って私は何もしていないのです。それで A 評価をいただいているのかなと。また、こういった推進員に対して期待している期待度自体が低いとか、ハードルが低いとかも考えられるので、ここは推進員に何を期待し、またどこを見て A の評価にしたのか。

あと、先日というか、ちょっと前ですが。この推進員というシステムは県内でも珍しいらしくて、最近ほかの自治体ではもうやめてしまっているという話を聞いています。藤沢市でもやめようかというお話も事務局からいただいて、連絡協議会のほうでは事務局に一任するということで、今年度は推進員を委嘱されましたが、これは来年以降も続くと考えていいのでしょうか。そういう先のことも、ここはどうなるのかなと思っております。

最後に、22 ページの「市職員による出前講座の継続」です。2 件とか 3 件とか、私は少な過ぎると思います。先日も、片瀬の市民センターの自治連のところに環境事業センターのヨシダ（？）さんに来ていただいて、ごみのリチウムの話とかをやっていただきましたが、これはもうちょっと件数をふやしたほうがいいのではないかと思います。ここの件数の数値目標はありますか。例えば月に 1 回はどこかを回るとか、年間 12 回はどこかを必ず回っているという数値目標みたいなもの。実績だけで 2、5、3、3、3、それで A、A、A になっているのはどうなのかなと思いました。

ざっと見たら大体そんなような感じでした。

○横田会長　たくさんのご指摘ありがとうございます。何か事務局のほうでお考えなりあれば、ご答弁をお願いします。

○市川主任　たくさんご指摘をいただいてありがとうございます。全て網羅できているかわかりませんが、記載させていただいた施策の内容、施策の評価が、今回の計画年度までにやった施策の評価になっていますので、今後のことについては、この後、ご審議いただく施策の内容でまたお話しさせていただきますと思います。

その前提のもとで、まず1つ目が、食品ロスのフードドライブの件でお話があったかと思います。フードロスは、確かに市民センターで受付を開始してから、量としては増加傾向にあると思います。もちろん、各年度によって量に差はありますが、市民センターを初め受付場所を増やしてから、量は増えているという認識をしております。

今、毎月第1週の月曜日から金曜日を受付の期間にさせていただいているのは、お預かりさせていただいた後にフードバンクさんにお渡しさせていただく日程調整により、第1週目の月曜日から金曜日という期間で受付しております。実際、環境総務課では、受付期間ではないけれども、まだ期限として余裕があるものであれば、お受け取り等はさせていただいています。

その他常時受付をしている民間企業さんがいらっしゃいますので、ホームページでご案内をさせていただいております。

次に、ページがまたがっているときのレイアウトについては、ご指摘いただいたとおり、何を記載しているかわかりづらくなっている部分があるので、そこについては記載内容を見直させていただきますと思います。

○横田会長　推進員の推薦とかはどうですか。

○市川主任　最初に生ごみのコンポストとウォーターサーバーというか給水所のお話があったと思いますが、啓発については、今後実施予定の施策の啓発強化をさせていただければと考えています。いただいたご意見として啓発が必要だと再認識しましたので、そこは進めさせていただければと思います。

民間の処理施設が有料かどうかというお話ですが、基本的に処理事業者は事業者から排出される廃棄物を対象としていますが、ここに記載しているのは剪定枝の資源化の業者と食品残渣の資源化の事業者です。両事業者とも有料です。剪定枝の資源化の事業者は、処理金額としては藤沢市の処理料金より安価な事業者なので、基本的に排出する事業者には処理事業者をご利用されることが多いと認識しています。

次に、多量排出事業者の話ですが、多量排出事業者は、毎年20件行かせていただいている中で、重複している事業者はございます。1回目、その年に確認させていただいて、その翌年、内容が適

切に改善されているかどうかを確認させていただくことから、大体5件から10件ぐらいは重複している事業者がいます。10件ぐらいが新規の事業者というのを目途に訪問させていただいている状況です。

あとは、事業者への情報の啓発ですが、事業者は変わることが多い中で、個別の紙による配布というよりは、ホームページ等で事業者さんを対象にしたページ等を作成させていただいて、情報を啓発させていただいています。

○幸田主幹 環境総務課の幸田です。

除塵機について、草木などの自然物がふえている理由は天候や台風による影響であり、長期（平成期から現在）で見ると年間2トンから5トン程度から1トン未満へと大幅に減少しており、美化活動等による良い影響と捉えています。推進員の活動評価がAである理由は、他自治体で廃止する動きがある中で取り組みが継続できていること、市民協働の連携が図られていることへの評価です。現時点で次年度以降にやめることは考えておりません。

○横田会長 あと、グリーン購入で市役所のデータがなかったとか。

○秀平委員 実際の評価の文章とずれがあるという話をさせていただいただけなので、特に回答は求めておりません。

○高橋主幹 私から、一声ふれあい収集のご質問に回答させていただきたいと思います。環境事業センターの高橋です。

一声ふれあい収集は平成13年から開始して、当初は30世帯ぐらいからスタートしましたが、その後、高齢化とともに、この対象者がどんどん増加して、9ページにあるように、令和7年度は1,043世帯という対象の世帯数になっています。現状、一声ふれあい収集専属の車両、軽自動車3台、6名体制でやっております。

この体制になったのは、令和3年に車両を1台ふやして今3台でやっているのですが、今ご質問あったように、正直、現状はかなりいっぱい입니다。1,043世帯を3台で回るとなると、1台当たりが1日70軒ほど回らなければいけません。市内の70軒を回るとするのは、正直、時間的に余裕のない状況です。しかし、まだまだ高齢化率は上がっていく。現状、我々もそこは危惧しています。委員おっしゃられるように、もう無理よという状況になってはいけませんので、その辺の体制づくりは喫緊の課題だと思っています。我々もそういうことが起こらないような形で準備を進めていかなければいけないということで、今、中で話し合っている途中です。

それと、令和10年に全品目の戸別収集が予定されております。確かに全ての品目が戸別収集になることによって、一部ふれあい収集を利用しなければいけなかった方々も、全品目戸別収集をすることによって、そういう制度を利用しなくても、ご家庭の前に出していただければ収集されますから、対象者の一定の抑止にはなると考えています。私も、実際に収集員と一声ふれあい収集を回っ

たときもありますが、本当に身近なところで、集合住宅で、目の前に資源も出せるけれども、それでも出せなくて実際にふれあい収集をご利用なさっている方たくさんいます。全品目戸別収集によって少しは抑止になると思いますが、今後ふえる方々のほうが圧倒的に多いと思いますので、体制づくりはきちっとやっていきたいと考えております。

○横田会長 コンポストの説明などは、確かに啓発活動をしたいわけですが、内容がなかなか難しいのです。精一杯やっているのだろうと思いますが、何かいいお知恵があったら、また回答していただければと思います。

○菊地課長補佐 もう一つ、先ほど出張講座の件数をもっとふやしたほうがよいのではというご意見をいただきました。

確かに、出張講座については市民の皆さんにごみの現状等をご説明させていただく、すごくよい機会だと捉えてはいますが、現状、目標の件数は定めておりません。ただ、メニューを工夫したり、皆さんが見て、より聞いてみたいなと思っていただけるような工夫は必要だと感じております。

出張講座以外にも、小学校での環境事業センターでの学習講座だったり、施設での見学だったり、そのときにお話しさせていただく機会もございますので、そういうのと合わせて啓発をさせていただければと考えております。

○吉田委員 先ほど会長がコンポストのことについて触れられましたので、実際の使用者から見た現状です。我が家の例では、何もしない場合は生ごみが半分減ります。私のところはほとんどコンポストに入れます。多分、3分の1ぐらいは出すのですが、3分の2はコンポストでやっている。そういう具体例がありますので、そういう話を普及活動に生かされるかどうかということでございます。事例です。

○松浦委員 松浦です。ご説明ありがとうございました。

評価のコメントとA、B、Cの評価の整合がとれているかどうかというご質問です。まず、3ページの「食品ロスの削減」の「進捗・達成度」のところです。コメントには「食品ロス量の実態調査を継続し、フードドライブ事業を継続した」、いわゆる計画どおりの施策が実施できたところで読めるのですが、評価がBとなっていて、1ページの「評価の基準」を見ると、Aは「計画通りの施策、新たな取組や内容の更新が実施された」ということで、計画どおりの施策だけでなく、新たな取り組みがなければAにならないならば、Bの「一部実施された若しくは実施したが不十分」ではなく、「新たな取組がない」みたいなことが書いてあると、なるほどBはそうなのかとわかります。そうでないと、計画どおり実施してもBなのという感じに読めてしまう。

同じことですが、例えば5ページの「ごみ減量推進店制度の継続」で、これは「有効性・成果」で、一定の効果があり、社会に根づかせることができた。これも1ページの有効性の評価の「評価の基準」を見ると、「一定の成果や効果は見られるものの、新たな変化が少ない。目標達成に向け

で更なる工夫の余地がある」となっていますが、そういう説明がなくて、できたと書いてあると、何でBなのと思うので、コメントに「不十分であった」とか、何かあったほうがいいのかなと。

同じことですが、7ページの「関連団体との連携」も、「進捗・達成度」と「有効性・成果」、両方ともが啓発に努めたとか、ちゃんとニーズに合わせた講習が行えていると、計画どおり実施できたと読めるのにB、Bになっている。もしBにするのであれば、不十分だということがコメントにあったほうがいいのかなと思いました。

もう一つ、16ページの「新たなリサイクル品目の研究」で、「妥当性・適合性」がA評価になっていますが、コメントは「継続的な検討が必要」となっています。これだけ読むとAではなくBじゃないのと思う。この年度で検討が終わったのではないと言いたいのであれば、計画に書くべきで、評価にこう書くと、できていなかったかなと読めてしまうのではないのでしょうかという意見です。

○市川主任 ご指摘いただいたとおり、確かに記載している評価の内容とコメントの内容が乖離している部分がございますので、文言の修正を含めてもう一度内容を精査させていただきます。ご指摘いただいたとおり、一部不十分なところがあればBということも含めて検討し、文言を整理させていただきます。

○横田会長 評価って難しいですね。

○北野委員 北野です。

今回、一般廃棄物処理基本計画の実施と評価という形で、今は実施の話をされていますが、私から1点だけ。20ページに「資源とごみの分け方・出し方の周知」とあります。前回の議題でも出ましたが、靴の捨て方を全員に周知されているかなと思って周りに聞いてみましたが、やはり理解している人は少なかった。また火事が起きたら困るので、急ぎの事項に関しては周知徹底をして、その評価ではありませんが、確認作業が必要だと思います。いい施策を打ったとしても、それが実現できなければ何の意味もないので、それをお願いしたいなと思います。アンケートをとるなりして、市民にどこまで周知徹底されているか、確認作業が要るのではないのでしょうかという私の提案です。

○菊地課長補佐 ご意見ありがとうございます。前回、靴は可燃ごみなのか、不燃ごみなのかというご質問をいただいて、そちらの内容でわかりにくいところがあるということを受けての再度のご質問だと捉えています。

おっしゃるように、火災があったことを受けまして、令和8年から、火が出ってしまった場合も、できるだけそれが燃え広がらないように、燃え広がる可能性があるものについては可燃ごみに移すという変更をさせていただきました。確かに、まだ始めて半年で、十分な周知ができていないところもあるのかなと捉えております。アンケートができるかということについては検討させていただければと思います。効果測定ではありませんが、周知ができていないのかというところは確認が必要だと思いますので、ちゃんと分別が進んでいるなど、こちらでもどういう形で確認できるかという

ところは考えてまいりたいと思っております。

○北野委員 よろしく願いいたします。

○橋詰委員 ご発言の中で聞き取りにくいのもあったので、もし被っていたらご容赦いただきたいと思います。

12 ページの①の中間処理に関する施策はいずれも評価はA、A、Aとなっていますが、リサイクルプラザの火災を考えると、本当にAでいいのかなと思います。藤沢市が非常に悪かったとは思いませんが、結果的に考えれば、もっと施設的な対策も取り得た部分があるかもしれないと考えると、A評価というのはちょっと甘過ぎるのではないかと。①、②ぐらいはB評価でもいいのかなと私は思います。

それから、結局、資料1は一般廃棄物処理基本計画の中に入ると思います。そのように考えると、わかりやすさとかで見ると、細かな言い回しとか、もう少しデータを足したほうがいいかなというところは幾つかあります。これ細くなるので、今申し上げてもいいのですが、後ほど事務局にお伝えしようと思います。

意見としては、12 ページのリチウムバッテリー関係の火事のこともここにも書いたほうがいいと思います。

○横田会長 火災が出たというところでのAという評価はいかがなものかということですが、これはどうですか。

○清水所長 火災を受けたことにより、資源化量としては減っておりますので、ここについてはもう一度検証させていただければと思います。

○野中副会長 野中です。

評価の文言だったり、どういう項目でどれぐらいの達成度をどう評価するかというのは非常に難しいところだと思いますが、今いろいろご意見をいただきながら丁寧に見直しをしてくださるということで、とても期待していますが、スケジュールを確認させていただきたいと思います。

何度か拝見している資料だと思いますが、またもう一度、文言を含め見直しますという回答が先ほど事務局からあったと思います。これはいつまでに評価の内容あるいは文言も確定させて次の改定案あるいは計画に盛り込むおつもりでいらっしゃるのか。そのスケジュールが見えないと、我々も出てくるたびに細かいことに気がついて、こうしたほうがいいのではないかと。このやり過ぎると終わらないというのもあります。全体のスケジュールを把握できていないところがあるのかと思いますので、教えていただければと思います。

○菊地課長補佐 スケジュールについてですが、次が10月に審議会を予定させていただいています。

そこまでに、きょう、ごみ処理基本計画の部分までは皆さんにお示しさせていただきますが、次の10月の下旬までにごみ処理基本計画にプラスして生活排水処理基本計画と食品ロス削減推進計画

も入れた状態で、一旦、一般廃棄物処理基本計画として本編を全部出させていただきます。その後、11月の中旬ぐらいからパブコメをかけますので、ご意見としては10月の末までにこちらで整理をさせていただいたものを、一旦、パブコメ前の案として出させていただきます。

パブコメの後も、パブコメでご意見が出たり、その後の12月議会で中間報告をさせていただく予定なので、基本的にはパブコメだったり、議会でのご意見を反映させたものを、次の1月の審議会で最終案として出させていただきます。なので、今回お示しさせていただいている施策とかは、できれば10月末の審議会のときには整えた状態で皆さんにお示しさせていただきたいので、もしお持ち帰りいただいた後にまだこういったところが気になるとか、ご意見があるようでしたら、9月の中旬ぐらいまでにメール等でもいただければ、そちらを反映させた状態で10月末の審議会のときにお示しさせていただければと考えております。

○川越委員 川越です。

3ページの「食品ロスの削減」を例にしてお話ししたいと思います。パーセンテージが入っていて、7.5%から3.2%増加したという表現になっていますが、パーセント自身は割合なので、引き算はそぐわないのかなと。これは見ると令和7年度が10.7%で令和3年度が7.5%なので、その引き算をして3.2%増加と言っておられますが、割合はあくまで割合なので、基準が同じでないという意味のない数字かと思いますので、3.2というのは外したほうがいいのかと。2,256トンというのは事実として正しいのかなと思いますが。ほかにも幾つかそういうところが見受けられるので、割合の部分はご検討いただければと思います。

もう一点、気になるのは、令和6年と令和7年は推算値なので、分母というかパーセンテージが変われば大きく変わってくると思います。ただ、よく考えると、1年間で2,000トンも食品ロスがふえるのか、何があったのだらうというのは気になることです。

○横田会長 これは確かにおっしゃるとおりだと思いますが、そのような形で表現を変えていただければと思います。

○菊地課長補佐 おっしゃるとおり、割合は基準が一緒でないと意味がないので、ただ増減しているという表現は工夫させていただければと思います。

あと、2,000トンふえているのかというご質問ですが、確かにおっしゃるとおりで、可燃ごみの組成分析の中となりますと、手分析というのですか、職員が手でやっているところもありますので、正確性という意味ではどうしても多少の誤差が出てしまいます。その中で、可燃ごみを収集した量に割り戻すという形での推計でやらせていただいていますので、確かに量の差が大きく出てしまっているところはあると考えております。

○横田会長 ほかにございますか。——それでは、ご意見、ご質問がないようですので、以上でこの議題を終了いたします。たくさんのご議論ありがとうございました。

イ 藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定について（２次素案）

○横田会長 続きまして、議題イ「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定について（２次素案）」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○市川主任 引き続き、市川から計画の２次素案について説明させていただきます。事前に配布させていただいている資料の３と４をご覧ください。資料３が、今回審議をいただく計画の２次素案、資料４が比較用にお配りした、現行計画の今回審議をいただく部分の抜粋です。

まず、資料の説明に入る前に、本市の一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、食品ロス削減推進計画によって構成されています。本日は、ごみ処理基本計画の前回審議をいただいた部分から、数値目標、今後の施策までをご審議いただきます。生活排水処理基本計画、食品ロス削減推進計画については、次回、審議をいただく予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。また、第２回でご指摘いただいた内容について、申し訳ございません、２次素案時点で一部しか反映できておらず、今回審議をいただく部分についても、国が策定しているごみ処理基本計画策定指針に基づいた内容を記載しておりますが、次回以降、文章を整えた際に、一覧としてお示しさせていただければと思います。

資料３と４をご覧ください。今回、審議をいただくのは資料３の 71 ページからです。白黒で見づらくて申しわけありませんが、画面上にカラー版を写させていただいているので、一応、完成品としてはこのようなカラーになる予定ですというところをあわせて見ていただければと思います。

71 ページには、ごみ処理基本計画の基本理念と方針について記載しております。現行計画で言うところの 61 ページに該当する部分です。現行計画では、上位計画である環境基本計画の総合環境像から基本理念を策定しておりましたが、改定計画では環境基本計画の総合環境像や藤沢市総合指針 2028 の内容を踏まえて、「廃棄物の減量化・資源化を推進し、廃棄されるプラごみゼロを含む循環型社会の形成と持続可能な都市」を基本理念として定め、その理念に基づく施策を展開するために排出抑制、適正処理、共創の３つに関する方針を定めております。

72 ページには計画収集人口について記載しております。現行で言うところの 62 ページです。計画収集人口については、藤沢市将来人口推計調査で予測した将来人口を採用しております。推計調査では、2035 年までは増加傾向を続け、以降は減少する見込みという推計となっております。

73 ページから 80 ページに記載しているのは数値目標です。現行計画で言うところの 63 から 67 ページです。数値目標については、基本的には国や県の目標値を踏まえ、これまでの本市の削減実績や今後の施策による効果などを考慮しながら設定しております。国や県の目標値を達成している項目でも、今後、処理施設の広域化や集約化等を進めるためにも、廃棄物減量の継続が必要となるため、さらなる減量目標を設定しています。今回お示ししている目標値は現時点の推計値により設定して

おりますが、今後さらに積み上げ数値の精査を行う中で、修正させていただく場合がございますので、ご承知おきください。

今回の数値目標における基準年度は、本来であれば直近の令和 7 年度とすべきところではありますが、令和 7 年度はリサイクルプラザ藤沢の火災の影響で通常処理体制ではなかったことから、令和 6 年度を基準年度として算定しております。

本日配布した資料 6 の 73 ページをご覧ください。事前に配布させていただいた内容から、指標項目を 1 つ追加して、79 ページ、図 4－8 の記載を変更した内容に差しかえたいと思います。数値目標設定の考え方は、国や県の数値と比較できることなどとしていますので、国の廃棄物処理法の基本方針や第 5 次循環型社会形成推進基本計画で目標値に追加された指標については、今回の計画にも数値目標として設定しています。その考えを踏まえまして、今回の計画改定における数値目標の目標項目は 7 項目設定し、参考指標を 1 項目設定しています。

具体的な目標項目について説明いたします。1 つ目は「市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量」です。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量とは、藤沢市内で発生しているごみを、市民全員が 1 日当たりどれだけ出しているかを確認する項目です。図の 4－2 に示しているとおり、令和 6 年度の 747 グラムの排出量を、目標年度においては 653 グラムまで減量することを目標としています。現在行っている施策を継続しているだけの場合は、令和 18 年度時点で 669 グラムになると推計しておりますが、今回の改定計画における施策を行うことで、さらに 16 グラム減少させ、653 グラムを目指したいと考えております。

今回の計画では、基準年度から計画最終年度までに減らす量の目安をわかりやすくするために、各目標値の削減目安についてコラムを載せました。

74 ページをご覧ください。2 つ目は、「市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」です。①の指標から事業者のごみを抜いて、一般家庭から出ている廃棄物のみでどれだけ出しているかを確認する項目で、神奈川県が指標に設定している項目です。図 4－3 に示しているとおり、令和 6 年度 577 グラムの排出量を、目標年度においては 513 グラムまで減量することを目標としています。現在行っている施策を継続しているだけの場合は、令和 18 年度時点で 526 グラムになると推計しておりますが、今回の改定計画における施策を行うことでさらに 13 グラム減少させて、513 グラムを目指したいと考えております。

75 ページをご覧ください。3 つ目は、「市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ要処理量」です。②の指標から資源を抜いて、一般家庭から出ている焼却している廃棄物のみでどれだけ出しているかを確認する項目で、国が指標に設定している項目です。図 4－4 に示しているとおり、令和 6 年度の 405 グラムの排出量を、目標年度においては 359 グラムまで減量することを目標としています。現在行っている施策を継続しているだけの場合は、令和 18 年度時点で 378 グラムになると推計して

おりますが、今回の改定計画における施策を行うことで、さらに 19 グラム減少させて 359 グラムを目指したいと考えております。

76 ページをご覧ください。4 つ目は、「市民 1 人 1 日当たりの要処理量」です。①の指標から資源を抜いて、一般家庭と事業者から出ている焼却している廃棄物のみでどれだけ出ているかを確認する項目で、国が令和 6 年 8 月に閣議決定をした第 5 次循環型社会形成推進基本計画で新たに指標に設定している項目です。図の 4－5 に示しているとおり、令和 6 年度の 575 グラムの排出量を、目標年度においては 499 グラムまで減量することを目標としています。現在行っている施策を継続しているだけの場合は、令和 18 年度時点で 521 グラムになると推計しておりますが、今回の改定計画における施策を行うことで、さらに 22 グラム減少させ、499 グラムを目指したいと考えています。

77 ページをご覧ください。5 つ目は「最終処分率」です。最終処分場にどれだけ埋め立てをしているか確認する項目です。藤沢市で稼働している最終処分場は女坂最終処分場の 1 カ所のみであり、新たな最終処分場の確保が困難であることから、図 4－5 に示しているとおり、現行計画と同程度の基準を目指したいと考えております。

78 ページをご覧ください。6 つ目は「事業系ごみ排出量」です。藤沢市内の事業者が一般廃棄物をどれだけ市の施設に出しているか確認する項目です。図 4－7 に示しているとおり、令和 6 年度の 2 万 7,491 トンの排出量を、目標年度においては 2 万 3,094 トンまで減量することを目標としています。現在行っている施策を継続しているだけの場合は、令和 18 年度時点で 2 万 3,659 トンになると推計しておりますが、今回の改定計画における施策を行うことで、さらに 565 トン減少させ、2 万 3,094 トンを目指したいと考えています。

79 ページをご覧ください。7 つ目は、「混入したプラスチックごみ削減量」の項目です。こちらは、当初示した目標値を記載した図がわかりづらいことから、図の内容を差し替えたいと考えております。混入したプラスチックごみ削減量とは、一般家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみに含まれる容器包装プラスチック、商品プラスチックを合わせたプラスチックがどれだけ含まれているかを確認する項目で、藤沢市の独自指標です。今回、この項目を追加した理由は、国がプラスチック資源循環戦略等において、プラスチック容器のリユース・リサイクルの促進等のプラスチックの資源循環に関する目標を掲げていることも踏まえて、焼却されてしまっているプラスチックを資源として適切に排出することで資源循環を推進するために、新たに指標に加えました。

図の 4－8 に示しているとおり、可燃ごみ・不燃ごみ中に含まれる容器包装・商品プラスチック量は、組成分析結果から、令和 6 年度に 2,616 トン排出されていると見込まれており、目標年度において 2,012 トンまで減量することを目標としています。現在行っている施策を継続しているだけの場合は、令和 18 年度時点で 2,508 トンになると推計しておりますが、今回の改定計画における

施策を行うことでさらに 496 トン減少させ、2,012 トンを目指したいと考えております。

80 ページをご覧ください。参考指標として設定する「資源化率」については、藤沢市から排出される廃棄物のうち資源がどれだけ含まれているかを確認する項目で、資源化率Ⅰが灰溶融による資源化量を含まない項目で、資源化率Ⅱが灰溶融による資源化量を含む項目です。資源化率については、紙のデジタル化などによって、社会全体として資源の排出を抑制している社会環境なども踏まえて、参考資料としたものです。

資料3の81ページをご覧ください。81ページから102ページまでに、具体的に藤沢市が行う施策の一覧や内容を記載しております。現行計画で言うところの68ページから92ページです。81ページに展開する施策の一覧。82ページ、83ページに、市民・事業者・行政、各主体の役割について記載しています。84ページから102ページまでが具体的な施策の内容です。具体的な施策の内容については、現行計画から継続の施策が主となりますが、一部新規や拡充した項目がございますので、その項目について抜粋して説明をさせていただきます。

86ページをご覧ください。⑤「資源品目の拡大とプラスチック資源化の推進」が新規項目となります。内容としては、数値目標でお話しした「混入したプラスチックごみ削減量」にもつながりますが、分別精度の向上と普及啓発のために、組成分析結果の公表や分別についての周知を行い、適正な分別行動の定着を図ることを目指す施策です。

91ページをご覧ください。③「資源品目別戸別収集の拡充と資源循環の推進」が拡充項目となります。内容としては、現在、試行的に実施している全品目戸別収集を、段階的に全市への本格実施に向けた取り組みへ進めることを目指す政策です。

92ページをご覧ください。⑤「『危険ごみ・テープ類』の分別収集と安全対策の強化」が拡充項目で重点施策となります。内容としては、リサイクルプラザ藤沢で火災があったことから、「危険ごみ・テープ類」への分別名称変更や、不燃ごみから可燃ごみに分別区分の変更等を行ったことなどを市民へ周知啓発を実施することや、施設の火災対策への研究などを行い、火災事故の再発防止に努めることを目指す施策となります。その他の施策については、記載内容をご確認いただければと思います。

簡単ではございますが、資料3と4の説明については以上となります。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○北野委員 資料6の74ページ、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の目標値が、令和13年度で537グラム。この数値を出した根拠、どうやってこの目標の数値を出したのか。

あと、どこかで頭打ちすると思っておりますが、そこについてのお考えがあれば、いただければと思います。

○山田担当技術者（中日本建設） こちらの業務の計画策定をお手伝いさせていただいております中

日本建設コンサルタントの山本と申します。お答えさせていただきます。

目標値の設定については、先ほどご説明がありましたように、まず現状の施策を継続した場合の将来ごみ量がどうなっていくか、まず第一段階で将来予測をさせていただいております。それが先ほどご説明にありましたように、現状施策を継続した場合、こうなるから目標としてこれだけ減らすというお話をさせていただいております。目標としてこれだけ減らすという部分に関しては、こちらの資料でいきますと、まず 79 ページにあるプラスチックを今後どうしていくか、ごみ中に含まれるプラスチックをどれだけ減らしていくかについて、既存のごみの中にどれだけプラスチックが含まれているかというところから、将来的にどれだけ減らすかという目標を置いて、それを減らすということで、減らすべき数字の目標を立てて、それをまずごみから減らすというのが 1 つ。

もう一つ、それ以外の減らす部分として、生ごみ、食品ロスの削減がございます。これから施策を行って生ごみを減らす。これも、現在ごみの中に生ごみがどれだけ含まれているかというところから減らせる量を設定して、それを減らすというものを加えまして、剪定枝が一定量含まれていますので、そちらも今後、減らしていくということで数字を置きまして、その 3 点で減らせる量というか、減らすべき目標を考えました。その合計値が、ここで示している削減量となっております。

○北野委員 今のお答えですと、プラスチックと生ごみと剪定枝でそれぞれ数値を出すという形に聞こえました。そうすると、40 グラム減っていますが、40 グラムのうちの配分というか、プラスチック何グラム、生ごみ何グラム、剪定枝何グラムと数値はここには書かなくてもいいと思いますが、計算結果が今あるのであれば教えてください。

○菊地課長補佐 推計した結果等は持っています。その部分も先ほどのご説明で出させていただいたのですが、今、精査しているところがございます。その推計の結果とかは、次回、資料編として必ず出させていただきますので、そちらでお示ししたいと思います。

○北野委員 次回、推定値をよろしく願います。

もう一点、最終的にどこかで頭打ちしてしまうと思います。これがゼログラムになることはあり得ないと思っています。そこに対してどういう考え方が教えてください。

○菊地課長補佐 最終的にどこを目標にして減量を進めていくかというご質問だと思ってお答えさせていただきます。

確かに、国や県の目標は、藤沢市は皆さんのご協力やご努力をいただいた結果、もう達成はしているので、次にどこを目指していくのかということになると、今、広域化や集約化という話も国から出ている中で、そこに行くにはごみを減らしていったら、今 3 炉あるものを 2 炉にできるのかとか、そういう検討になっていくと思います。では、3 炉あるものを 2 炉にすると、今のごみの減量目標だとまだまだ足りないので、まずはそういうところを目標に置く。あとは、先ほど申し上げたように資源化できるものがまだごみの中に入っている、燃やさなければいけないものについて

ては当然燃やすのですが、それ以外のものはできる限り資源化して減量の目標を立てていく。今、具体的に、最終的にどこまで持っていきたいというお話ができなくて申しわけないのですが、将来的にはそういうところを踏まえて検討していきます。

ただ、今、一気に減らすことはできないので、現実的に、例えば1年に1%ずつぐらいであれば減らしていけるでしょう。そういうところで着実に減量していくことを考えております。

○北野委員 継続的に未来永劫ずっと減量化し続けると捉えました。減量していくという方針はやめられないけれども、数値目標は設定が難しいのではない。あとは費用ですね。ごみ焼却場の施設を少なくして費用がかからないようにするという目標もあるので、未来永続的に減量化し続けると理解しました。

○野中副会長 大学にありますので、学生や附属高校の、小中よりももうちょっと上の学年の子たちにどのように啓発できるのかを考えながら計画を拝見していました。先ほどご指摘もあったように、出前講義の回数をふやすこと、イコール達成なのかは難しいと思う一方で、以前にも同じ話をしたような記憶もありますが、何か目標を置かないと、具体的にどうアクションするのかは決まりにくいのかなと思っております。これを何回やりますというのはなかなか難しいと思いますが、5年、10年のスパンの中で、もう少し具体的な活動計画みたいなことがあるとよいのかなと思います。デジタルのツールを駆使して啓発を活性化することですが、活性化しているという状態をどうやって評価するのか、そこら辺が見えにくくて、また同じように評価をされるタイミングで、これはAと言っていいのか、Bとすべきなのかという話になるのではないかと懸念しております。ご検討いただければということが1つです。

大学で学生などを見ていると、ウェブサイトやデジタルのPDFも大量にあふれていて、どれを見ると最新の情報かというのも判断するのが難しくなっていて、「見ておいてね」だけではなかなか見てくれない。ウェブサイトがどんどん更新されていくと、前回自分がアクセスしたところから何が新しくなっているのかをうまく切り分けられないところもある。一方で、動画のコンテンツがあると、この動画を見てわかったことを書くとか、何がわかったかというのがアクセスしやすかったり、理解しやすかったり。我々としても、動画をちゃんと最後まで閲覧しているか確認しやすい。

例えば、新しいコンテンツを実際に子どもさんたちの前で授業をするだけでなく、その授業のエッセンスを短く動画にしたようなものもホームページで公開されたりすると、例えば私のことで恐縮ですが、授業の一環だったり研究室の中だったり、留学生に藤沢ではこのようにごみを出すんだよという話を一緒に閲覧して、一緒に何か話をさせるとか、確認させるということがしやすいのかなと思っています。なかなか大変だと思いますが、動画のコンテンツも充実化をご検討いただけるといいのかなと拝見していて思いました。

○菊地課長補佐 最初の、もう少し具体的な活動を記載したほうがいいのではないかとということにつ

いてはおっしゃるとおりだと思いますので、少し評価もしやすいような形にならないか、検討させていただければと思います。

あと、ウェブサイトだけでなくほかのコンテンツということで、例えば今回、火災があったことで、広報シティブロモーション課と協力して啓発動画をつくらせていただいて、ホームページ上にアップさせていただいたり、普段から事業センターでごみと資源の分け方・出し方とかをおもしろおかしくではないですが、わかりやすいような動画を掲載させていただいて、皆さんが見てわかるような形でやらせていただいております。そういうところをもう少し充実できるような形で考えていきたいと思っております。

○藤原委員　すごく市民レベルですが、ごみの削減という話を私たちみんなで話すときに、大体こういう単位はトンですが、夏はごみの重量が多いよね。なぜかという、トウモロコシとか、スイカとか、メロンとか、枝豆を食べたりすると、そのごみ自体が夏はすごく重たい。では食べるのをやめるかと言ったらやめられないし、ここからどうやって削減しようかという話をするのです。

そうしたら、スイカはぬか漬けにするとおいしいよとか、でもトウモロコシはどうしようもないよねというような話をしたりもします。そういうちょっとした豆知識みたいなものは、多分、前からも「ごみ NEWS」などにも出ていたりしますが、そういうのも定期的に載せていただけるといいのかなと思います。ちょっとした、そうなんだという、おもしろいなというのがあるといい。

「ごみ NEWS」はみんな本当に見ていないです。だから、何とか見させるように。今のウェブではないけれども、何とか見させるように持っていけないと啓発にはつながっていかないので、そういう工夫みたいなものを、例えば今言ったように「ごみ NEWS」のトップの一番見えるところに「スイカはぬか漬け」みたいに書いてあるとか、「何これ」という突破口があると、また違ってくるのかなと思うので、ぜひ考えていただければと思います。

○横田会長　そういう具体的な素晴らしいお知恵は、ぜひ藤原さんから市役所に出していただけると大変ありがたいと思います。

○菊地課長補佐　確かにインパクトがある表現で出ていると、みんな何かかなと思って見る機会が多くなるのかなと思いますので、そういうのも工夫させていただければと思います。

今回は事業系のごみにはなってしまうのですが、事業者さんのごみ、一般廃棄物とは何かという、食品残渣が主なごみですが、お配りさせていただいた資料6の78ページに、削減の取り組みの一例にはなっていますが、生ごみの水切りをしていただくとこのぐらい減量できますよというのを掲載しています。皆さんおっしゃるように、減らせ、減らせと言ってもどうやって減らすのよというところがあるかだと思いますので、今回はこういったものを入れさせていただいています。今いただいたご意見も踏まえまして、わかりやすく、皆さんが楽しく分別できるような啓発等を工夫していきたいと考えております。

- 川越委員 資料6の79ページの図4－8についての質問です。令和18年度の可燃ごみと不燃ごみが含まれる量が書かれていますが、この割合自身は一番左側の混入率が幾つというのをこのまま使っていると理解してよろしいですか。それとも、新たに推定されているのでしょうか。
- 菊地課長補佐 混入したプラスチックの指標でよろしいですか。
- 川越委員 そうです。令和6年度の数字をそのまま使っておられるのか。
- 菊地課長補佐 可燃ごみと不燃ごみで毎年2回ずつ組成分析をやっています。可燃ごみを6月、11月、不燃ごみを6月、11月にやっておりまして、その組成分析の結果から重量比を出しております。そこで実際に収集した量に割り戻して、どのぐらい入っていると、こちらも推定にはなってしまうのですが、出しております。
- 川越委員 令和13年度も令和18年度もその数字をそのまま使っておられるということでしょうか。
- 菊地課長補佐 令和13年度も令和18年度については、次回出す予定ですが、こういった施策を展開していくことで、今、令和6年度でこれだけ入っているという中からこのぐらいは減量できるでしょうという将来推計を、令和6年度の結果を基準にして出しているものです。
- 川越委員 ちょっと前置きが長かったのですが、令和13年度も令和18年度も削減量の264トンというのは、何をどう削減したか実はよくわからない。別に知らなくてもいいかなとも思いますが。要は、グラフの正確性という意味で言うと、上にボンと載っているのではなくて、これにも中に割合があると思います。ただ、その割合は多分、重要ではないのだろうなとは思っているので、最初の部分、もし割合が、例えば混入率がそのまま同じ数字で維持されるのであれば、令和13年度と令和18年度は、わざわざ可燃ごみに含まれている量まで必要ないのではないかな。つまり、全体の削減量がこれだけであるということさえわかればいいのかなと。逆にグラフを複雑にしているような気がしたものですから、そこら辺、同じ数字ではなく、新たに混入率がこれぐらいと推測されるのであれば、それがわかるようなグラフにさせていただいたほうがいいのかと思いました。
- 横田会長 表現の仕方ですね。
- 菊地課長補佐 推計値も確認して、わかりやすいグラフに直させていただければと思います。
- 橋詰委員 今、資料6でしょうか、資料3の2次素案全体でもいいのでしょうか。
- 菊地課長補佐 資料3のうち73ページから始まっている数値目標だけは資料6に差し替えさせていただければと思います。
- 橋詰委員 ですから、資料6以外の部分はまだ今はやらないほうがいいですか。
- 菊地課長補佐 おっしゃっていただいて大丈夫です。
- 橋詰委員 では申し上げます。幾つかありますが、71ページの基本理念です。「廃棄物の減量化・資源化を推進」云々となっています。その下の基本方針の「ごみにしない取組」。要するに、廃棄

物の減量化のところに廃棄物の発生抑制を入れるべきだと思います。「減量化」という言葉は発生抑制も含んでいると言えなくはないと思いますが、今日的には循環経済とか循環型社会という中では、どうも減量化といったときに、廃棄物になった後の減量化のように感じがちな気もするので、発生抑制ということをはっきりとうたうべきではないかと思います。廃棄物の発生抑制、減量化、資源化を推進する。

その次の「廃棄されるプラごみゼロ」も、これは「廃棄される」は要らないのではないかと。「プラごみゼロを含む循環型社会」ではないか。今日的な問題意識としては、例えば廃棄物になる前、なる直前といいますか、そこも意識するという視点を打ち出すべきではないかと思います。それが1点目。

2点目は73ページです。冒頭で⑦「資源化率を参考指標として設定」と書いてくださっていて、ここはありがとうございます。前々から資源化率をどう考えるかが悩ましいですよという話をされていて、参考指標とすると決断されたのは大変立派な判断だと思います。

3つ目は84ページですが、①の2番目、「処理手数料の適正化」の3行目の後ろのほうに「負担に対する深い理解とごみ削減への協力意識を促進する」と書いてあります。これは、要は市民に対してということですが、「ごみ削減への協力意識」ではなく、「ごみ削減への意識」ではないか。「協力」というと、市が中心で、それに対して市民は協力するという感覚で捉えますが、そうではないのではないかと。市民自身が削減する。協力も含めてかもしれませんが。そういう意味で、これは「協力」を取らないと、論理としては不十分ではないかと感じます。

90ページの一番下に資源回収云々のところがあります。「セブン・イレブン・ジャパンとの共同で実施しているペットボトル回収事業」とあり、これはよくやっつけらっしゃると思いますが、こう聞かれると、セブン・イレブンだけですかと言いたくなるわけです。コンビニと考えると、ローソンもあるし、ファミリーマートもある。自主回収(?)が望ましいというか、考えるのですが、そのように考えるならば、セブン・イレブンだけでいいのか。ここに書く書かないは別ですが、そういうことは考えるべき検討課題なのではないかと思います。

その次は94ページの最終処分ところで、①の最後の枠で、これをどう読むかはあれですが、「次期最終処分場の整備の必要性」という言葉があって、これはどういう意味なのかと思います。女坂以外も考えるという意味なのか、女坂をかさ上げするとか、あるいは市外を考えると、民間を考えると、どういうイメージがあるのか。私の今までの理解からいくとかなり踏み込んだ表現が入っていると感ずるので、どういう意味かという質問でございます。

次は96ページの不法投棄の一番最後の「原因者に対する厳正な対処」ですが、1行目の後ろのほうで「原因者の特定に努め、厳格に原状回復の指導を行います」。不法投棄の原因者に対して指導はないだろうと思います。これは命令とか、もちろん情状酌量の余地はあり得ますので、「命令な

ど」と、「など」を入れても構いませんが、指導だけで不法投棄対応というのは幾ら何でも手ぬるいだろうと感じます。

これ以外にも表現はいろいろとありますが、細かくなりますので後ほどお話をしたいと思います。

それから、これは全体を通してですが、今回の一般廃棄物処理基本計画の改定に当たって、一体何が目玉なのかと考えるわけです。別に新たな施設をつくるとかそういう話がない、処分場は新しい話かも知れませんが、そう考えたときに、藤沢市としてはこの先一体どういうことを視野に入れる意識があるかというあたりはどうなのかなと思ってしまいます。

夢物語を含めてそれなりに考えてみると、まさしく資源化率もそうですし、ごみの排出量もそうですが、いろいろな施策が効果を上げて、正直なところ伸び悩みというか、頭打ち感があるのだろ
うと思います。そういう中で、さらに考えることは何があり得るか。これは私の個人的な意見ですが、生ごみ対策をどうするかというところもあり得るわけです。フードロスだけではないだろう。生ごみリサイクルをしているところでもないわけではない。そういう意識を持つかどうか、あるいはこう
いった話はこの次の話題にもあるのかもわかりませんが、超広域化とかというようなこともあるか
もしれないし、あるいはさっきも申し上げたことですが、ごみに出る前、いわゆるEPR（拡大生
産者責任）といってもいいですが、いわゆる上流にさらにどう踏み込むかとか、あるいは、いわ
ゆるカーボンニュートラルにどう取り組むか、焼却施設で二酸化炭素回収まで行うとか。若干、夢
物語的なことも含めて何を考えるのか、検討課題として置くのかどうかというあたりは、議論の余地
があるのかなと思います。

以上、とりとめもないことですが、感じたことを申し上げました。なお、細かなところはまた後
ほど事務局にお伝えしたいと思います。

○横田会長 大変本質的なご意見が出ましたが、何か事務局としてお考えがあったら。

○菊地課長補佐 まず、基本理念で廃棄の発生抑制というものを入れるべきではないかということ
です。確かにおっしゃるように、出たものだけでなく、そもそも廃棄物が出ないように抑制すること
が必要とは考えております。こちらに書かせていただいた「廃棄されるプラごみゼロ」は、今の藤
沢市の総合指針だったり、神奈川県のパラごみのアクションプランに書かれているものもあり、そ
ういうものを捉えて入れているので、今いただいたご意見を踏まえてここは少し考えさせていただ
ければと思っています。

もう一つ、84 ページの①「戸別収集及びごみ処理有料化の継続と適正化」の最後の丸で、「負担
に対する深い理解とごみ削減への」、確かに「協力意識」と書いてしまっていますが、市民に主体
的にごみの減量に取り組んでいただくことが必要になると思いますので、そこは書き方を修正させ
ていただければと思います。

90 ページの①「収集運搬体制の効率化と資源回収の推進」には書かなくてもいいというお話をい

いただきました。こちらは市と協定を結んでいるセブンーイレブンさんのことを書いておりますが、おっしゃるように店頭回収をされているところはたくさんありますので、表現をどのようにできるかは相談させていただければと考えております。

○清水所長 次期最終処分場の整備の必要性についてだと思います。現状がもともと焼却灰等を含めた埋め立ての計画でしたが、ご存じのように焼却灰については全量資源化している状況なので、今入ってきているものは、コンクリートブロック等の焼却ができないものとか、あと罹災された燃えがら等になっているので、建設当初よりはかなりの延命化が期待できる設備になっていることと、あわせて整備スケジュールについては、既存の最終処分場が当初より長く使えるものですから、そういう整備も含めた形も検討しながら、いろいろな角度で今後の将来的な最終処分場の運営の仕方も含めて検討していきたいと考えております。

○高橋主幹 最後は「不法投棄対策の推進」で、原因者に対する厳正な対応のところ、原状回復の指導について、命令のほうが適切ではないかというところです。こちらの表現については、ご指摘も踏まえて少し検討したいと思います。

○菊地課長補佐 あと、今後のごみ行政をどうしていこうと考えているのかという大きなテーマでお話をいただいたと思っています。お答えになるかわかりませんが、時代の変化にはついていかなければいけません。リユースも、国のほうでもこれからどんどんふやしていくのだと言ったり、おむつもそうですが、これまで燃やしていたものをどんどん資源化していかなければいけない、燃やすものを極力少なくしていくという国の方針。あと、循環経済が出てきていて、世界的に再生材のプラスチックを使わなければいけないとか、そういう変化に行政としてついていくにはお金もかかりますし、体制的にもそういう新しいことをするには人も必要になりますし、広域化となれば、ほかの市町がやっている内容と藤沢市がやっている内容を合わせなければいけないなど、いろいろと大きな課題があるなと感じております。

お金をかけてまでやるべきことなのかとか、そういうことは選択していかなければいけないなと思います。行政として生き残っていく必要がありますので、他市がやっていて、いいものが、藤沢市にとっていいことかということ、同じではないと思います。そういうところも考えながらごみ行政を進めていかなければいけないと思っています。

答えにならなくて申しわけありませんが、以上です。

○横田会長 なかなか難しい問題もありますが、どうでしょうか。

それでは、ほかにございましょうか。——特にないようですので、議題イを終了いたします。

ウ 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（1次素案）

○横田会長 続きまして、議題ウ「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（1次素案）」について、

事務局からご説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 環境総務課の菊地です。私からご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

こちらの計画は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で策定している湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画になりまして、令和3年度に改定を行って計画を策定したものです。こちらの計画期間は令和4年度から令和18年度までの15年間を期間としております。今回は、その際に設定した短期目標年度の令和8年度を迎えたことから、これまでの取り組みなどを検証、評価し、その内容を見直して、改訂を行うものです。改訂なので、計画そのものをつくり直すのではなく、見直すイメージとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回の現行の進捗の状況についてご説明をさせていただきます。まずページをおめくりいただきまして、目次です。こちらの構成は、先ほど申し上げましたように、今回は改訂ですので、大きく変えることはなく、見直し、修正を図っております。中には変更等が必要ないことからそのままの内容としている章もございますので、ご承知おきください。きょう、お話しさせていただくのは、1章、2章、3章の始めの内容になりまして、3章から5章については2次素案でのお示し、6章から8章については、今回は変更等をせずにそのままの内容にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、全て説明すると時間が足りなくなりますので、今回は各章でどのような内容が記載されているかをかいつまんでご説明させていただければと思います。

まず、1ページから6ページまでが第1章「計画策定の趣旨」です。こちらは、主としてこの計画を策定した目的とか意味を記載している箇所ですが、記載内容については、最新の国などの動向を含めてアップデートしております。また、4ページに記載している1.2「基本理念」は修正しておりまして、①「ごみの減量とリサイクルを推進する」項目には脱炭素の視点を取り入れることを明確に記載しております。また、新たに⑤として災害対策の強化を図ることを盛り込んでおります。

7ページから16ページまでは第2章「ブロックの現況」です。こちらは、掲載している実績データが最新のものとなりますが、藤沢市の分、いろいろ実績の数値を修正しておりますので、ここに載っている数字が一廃の計画の数字と合っていないところがございますので、後ほど修正させていただく予定です。こちらは実績のデータを載せておりますので、その状況について検証評価を行っていきます。

8ページや9ページに記載している表2-1や表2-2の湘南東ブロックとしてのごみの排出状況です。各市町の実績から減少傾向となっていることがおわかりになるかと思います。

また、14ページからは、その状況を踏まえて計画目標数値に対する評価を行っております。

15ページの表2-4をご覧ください。令和3年度の改定計画の際に基準とした令和元年度の実績値を基準値としています。あと、短期、中期、長期の目標数値と最新の状況である令和7年度の実

績を載せております。表の中身を見ていくと、排出量、排出量原単位、焼却量、最終処分量は、短期目標値と令和7年度実績値を比較しますと、全て達成という状況になっております。特に、排出量と排出量原単位、焼却量については、短期目標だけでなく長期目標の数値も達成している状況になっております。資源化量についてのみ短期目標数値や基準年度である令和元年度の実績値も下回っておりますが、ごみの総量のうち総資源化量が占める割合であるリサイクル率を見ると、目標数値に届かないまでも基準年度よりは資源化が進んでいると見ることができます。これは2市1町のごみの排出量が大幅に減少したことが要因として考えられますので、該当部分の評価については単純に未達成とはせずに、バーを引いて評価をせず、またその旨の内容を14ページに記載している状況です。

16ページをご覧ください。本日、資料7でお配りしたものを拡大したものです。令和3年度に策定したこちらの計画での施策の実施状況の評価に対する短期目標年度などの評価を記入したものを掲載しております。この内容については、施策の実施状況の評価となりますので、それぞれの市町で現時点において実施している内容などを洗い出して、目標に対して評価の案を作成しています。短期の目標としては、該当の欄に黒い星印がついていますが、施策自体やっていないわけではない状況も一部ございますので、全ての項目に対して○、×、△という評価の案を入れております。ただ、今回、時間の関係から資料全てを読んで説明することができないので、大まかな内容と傾向についてだけ説明させていただきます。

全体的に見て、各市町それぞれで施策を実施していることで、評価を○としているものが多くございます。企業、メーカーなどの事業者への働きかけについては、市町によって実施に至っていない部分もございますので、その点で○以外の評価としている部分もございます。また、将来的な広域化に向けた統一的な調整については、現段階では具体的な取り組みが進んでいないので、これらについても評価が○以外となっております。

例えば、資料7の左端の「ソフト面」、下から3つの施策については、ほかの茅ヶ崎市さんと寒川町さんは一部達成となっておりますが、藤沢市の場合は未達成となっております。こちらは将来的な広域化に向けた項目ですので、藤沢市はまだ寒川町さんとか茅ヶ崎市さんとブロックの中での広域化はしておりませんので、そこについては×という評価になっております。

また、左端の中の「ハード面」の「その他資源化促進に関する施設整備等」で、灰溶融施設の導入については、各市町も導入しておりませんので、×となっております。

こちらは現時点での評価の案なので、最終的な改定までに整理していく内容です。こちらは2市1町でワーキングを行っておりますので、そのワーキングの中で整理をさせていただいて、またご報告をさせていただくという流れです。

資料5にお戻りいただき、17ページをご覧ください。そこから30ページまでが第3章「広域化

の主要事業及び計画目標」となります。現在は作業の途中なのでつけていませんが、次回の審議会でお示しできればと考えております。

今回、新たに設定するものは将来予測値で、目標数値についてはこれまでつくっていたものを据え置きしていく形になります。

第4章は「計画目標達成のための取組」、第5章は「施設整備計画の概要」を載せる予定ですが、こちらについては大きく修正を加える予定はございませんので、時点修正だけさせていただこうと考えております。第6章の「ごみ処理経費縮減の概要」、第7章の地域循環共生圏の話、第8章「計画の推進方策」の3つの章については、冒頭お話しさせていただいたとおり、今回は修正する必要がありませんので、これまでどおりの記載となる予定です。

簡単ではございますが、説明としては以上となります。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。——特に質問もないようですので、ありがとうございます。議題ウについてはこれで終了いたします。

2 報告

一般廃棄物処理手数料の見直しについて

○横田会長 続きまして、報告事項として、「一般廃棄物処理手数料の見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 引き続き、私、菊地からご説明させていただきます。本日お配りした資料8をご覧ください。

第1回の審議会でご審議いただいた一般廃棄物の処理手数料の関係ですが、9月議会に上程することになりましたので、もう少し詳しくご説明をさせていただければと思います。

まず、内容としては、公共料金の見直しに伴い、一般廃棄物等処理手数料の改定を行います。あわせて、廃棄物処理法が改正されましたので、その改正に伴い、条例で引用しているところがございますので、そちらの整理をさせていただくものです。

資料の1「関係法令の改正に伴う引用条項の整理について」は記載のとおりです。表1に引用条項を整理した表をつけておりますので、ご確認ください。

2ページの2「一般廃棄物等処理手数料の改定について」でございます。改正の趣旨等については省略させていただきますが、改定の料金については第1回でお示しさせていただいた料金から変更はしておりません。表2に改定後の料金案を記載しております。「基準コスト」と書いてある一番右端の金額です。

3ページにお移りいただき、改定後の手数料に関する具体的な内容については記載のとおりとなります。

5 ページの（６）「指定収集袋について」です。こちらは第１回の審議会でご説明したときに秀平委員から、新料金と旧料金に指定収集袋が分かれることになった場合、何かしら対策を講じたほうが買い占めなどの対応ができるのではないかというお話をいただいたと記憶しております。そちらのご意見を踏まえまして、新料金と旧料金の袋を明確に区分して円滑な制度の移行を行うために、袋の色を変更させていただきます。袋の色については表５をご覧ください。家庭系は現行では桃色（ピンク色）ですが、それを少し薄い紫というのですか、藤色に変更する予定です。事業系は、現行は青色ですが、そちらを緑色に変更する予定です。

次に６ページにお移りいただき、色を変更するのと合わせて、既にご購入いただいている旧料金の指定収集袋について、新料金の施行日である令和９年１０月１日から令和９年の１２月３１日までの３カ月間は経過措置期間を設けます。これによって、買い置きをしまっている袋の無駄を予防することとか、買いかえ時の混乱、今はナフサは落ち着いてきていますが、旧料金のうちの買いだめを予防する、負担の軽減も図るということを考えております。

施行日と今後のスケジュールなどは記載のとおりですが、皆さんの生活の中で大きな変更としては、料金の変更と袋の色が変わることと、あとは経過措置を設けるところかなと思います。

簡単にはなってしまいますが、説明は以上となります。

○横田会長 事務局からの報告は終わりましたが、これについて何かご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

○松浦委員 今のご説明で、買い占めなどの対応のために３カ月間の経過措置期間を設けるというお話です。経過措置期間は確かに必要だと思いますが、自分の生活を振り返ると、４０リットルとか２０リットルの大きな袋は、例えば大掃除などをしたとき用はかなり前に買ってありますが、ほとんど使わない。幾ら経過措置で３カ月と言われても、その間に手持ちの４０リットルと２０リットルを全部使えるかといったら使えない。ただ経過措置期間が過ぎたら使えないのではなく、例えば市民センターなどに行って追加の料金払ったらシールを貼ってくれるとか、手持ちの４０リットルと２０リットルが全く使えなくて、それがごみになってしまうのは、それはそれで非常にもったいないかなと思うので、そこは何かご検討していただければと思います。

○菊地課長補佐 袋の差額のシールというのも当初考えました。袋の色を変えるのではなく、差額のシールを購入していただくことで使えるようにすることも検討はしたのですが、シールを貼っている、貼っていないというのは収集での確認が難しいのではないかと、まずシールをつくること自体にまたお金がかかってしまうということや、シールを販売するにも販売する手数料がかかってしまう。おっしゃるように、４０リットルとかの大きいものをお掃除したときに使われる方が多いので、過去に５枚入りのものとかをご購入されている場合はそういうことも懸念されるかなとは思いますが、いろいろな検討をした中では、経過措置期間を設けることと、色を変更するという事で、

申しわけありませんが、対応させていただこうと考えております。

○橋詰委員 これは9月議会にも提出済みでしょうから、それも報告だと思いますが、拝見してはどうにも気になるので、意見といいますか質問です。

家庭系廃棄物について、負担増の抑制ということで、負担割合を25%から20%に下げるという判断をされています。今までどおり25%のままだと、これは50円ではなく62.25円になりますが、60円にもできるのではないかと。そうすると、40円を60円で5割アップですが、そういう選択はなかったのかなと思えるのです。

要は、負担率を見ると、20%というのは突出して低いとは言いませんが、ほかのところでは負担率を上げたりしている中で、これでいいのかなと。ここで下げるということは、次回の値上げのときには多分コストが上がりますので、もっと上げないといけないことになるのではないかと思います。この辺は政策判断をされたのだと思いますが、もし差し支えなければその辺をご説明いただけると思います。市民ではないので、払う立場にないので、こういうこと言うのは大変気が引けるのですが、気になったので申し上げておきます。

○菊地課長補佐 すみません、先ほど松浦委員からいただいたご意見で、1個だけ追加でご説明をした後、橋詰委員のご質問にお答えさせていただければと思います。

先ほどのシールのほかに周知期間を1年半ぐらいとっておりますので、条例を出してから実際に施行するまでの間にきちんと周知を丁寧させていただいて、使い切っていただくということを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、橋詰委員のご質問で、60円にする方法もあったのではないかとということです。今、現行は1リットル当たり2円の手数料をいただいているのを、条例改正で1リットル当たり2.5円にさせていただきます。基準料金からいきますと、60円というのが25%の負担割合ですが、60円になると1リットル当たり3円になります。全国的な指定収集袋の平均を見ますと、大体1.1円とか、2円となっているのが神奈川県内なので、3円だとちょっと突出し過ぎてしまう。ただ、その中でも全国的に見ると20%から30%というのが大体平均的な負担割合になっております。その中で、藤沢市としては、市民の皆様のご負担がふえてしまいますが、20%の負担割合として、1リットル2円のを2.5円にさせていただくという改定案を出させていただきました。

○秀平委員 動物の死体処理で、ペットとして飼われていた動物に関して、持ち込んだり、収集処理をしていただくことをお考えなのかなと思います。道路だったら多分市で回収していただくと思いますが、例えば庭に入り込んできた野生動物が死んでいたとか、そういうときにこの条項が当てはまるのか、それとも普通に生ごみというか、燃やせるごみとして処分してくださいということなのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○菊地課長補佐 現状、動物の死体処理のところに書かせていただいている直接搬入の骨を返すもの

と返さないもの、あとは収集で行かせていただいているのはペットとして飼われていた動物がお亡くなりになったときの料金です。お庭に入ってきてしまった何らかの動物などが死骸としてあった場合には、申しわけありませんが可燃ごみとして捨てていただくというご案内をさせていただいております。

○北野委員 2点あります。

1点目は、スケジュールを聞き漏らしてしまったようで、実際、広報に載るのが10月ということで、あと2カ月ほどですが、ごみ袋を実際に売り出しするのはいつからかという質問です。

2点目は、経過措置期間中に使い切れなかった場合、先ほどシールとかの話がありましたが、市で買い取りとかはしてもらえないかという検討はされたでしょうかという質問です。

○菊地課長補佐 1点目の、ごみ袋をいつから販売するかについては、料金を改定したときからなので、指定収集袋は令和9年10月1日から販売させていただきます。

もう一つ、買い取りをしてもらえないのか、多分、料金の返金という形かと思いますが、条例上、一度納付していただいたものはお戻しできないので、周知期間を設けた上で経過措置期間を設けさせていただいておりますので、申しわけありませんが、ご理解いただければと考えております。

○北野委員 承知しました。

○野中副会長 今のお話に関連して、2枚で1枚と交換とか、何枚と1枚交換とか、そういうこともしないということですか。

○菊地課長補佐 おっしゃるとおりです。

○横田会長 ほかにありますか。——他になれば、以上をもちまして本日予定されていた議事は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しします。たくさんのご意見をありがとうございました。

○若宮参事 横田会長、円滑な議事進行をいただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして令和8年度第3回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

なお、次回、第4回の審議会については、10月27日（火）午後開催を予定しております。詳細な時間や開催場所については、後日、改めてご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

午後4時05分 閉会